

関東信越税理士会 熊谷支部 10月例会次第

日時 平成27年10月7日(水)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|-------------------------------------|---|------------|
| (1) 9月 8日(火) | 支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 9月 8日(火) | 支部研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 9月 8日(火) | 三者懇談会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 9月15日(火) | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会「税についての作文」最終審査会・役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (5) 9月17日(木) | 東京一日研修 | 於 | 衆議院会館他 |
| (6) 9月17日(木) | 県下税務署長との協議会 | 於 | ラフレさいたま |
| (7) 9月25日(金) | 熊谷資産税研究会定期総会 | 於 | さくらめいと |
| (8) 9月26日(土) | ソフトボール練習試合(対上尾支部) | 於 | 北本総合グラウンド |
| (9) 9月30日(水) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (10) 9月30日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (11) 10月 2日(金) | 支部女性部主催相談会 | 於 | ティアラ21 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会
日時 10月7日(水)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 10月7日(水)午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 書面添付
講師 熊谷税務署担当官
- (3) 支部広報部会
日時 10月8日(木)午後7時00分～
場所 支部事務局
- (4) 租税教室担当者事前研修会
日時 10月13日(火)午後2時00分～
場所 熊谷税務署会議室
- (5) 県連ソフトボール大会
日時 10月15日(木)
場所 大宮けんぽグラウンド
予備日 10月21日(水)
- (6) 熊谷法人会青年部との合同研修会
日時 10月22日(木)午後5時00分～
場所 籠原駅前 ホテルシティーフィールド
- (7) 深谷一日合同行政相談
日時 10月29日(木)午前10時10分～午後4時10分
場所 キララ上柴 ハナミズキ
- (8) 署との綱紀監察協議会
日時 10月29日(木)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (9) 正副支部長会・署との協議会
日時 10月29日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(10) 正副支部長会・地域長会

日時 10月29日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

(11) 歩け歩け大会

日時 11月11日(水)

場所 秩父札所めぐり

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

富井晴夫(平成27年9月15日登録)

〒360-0004 熊谷市上川上577-1 姉崎正一税理士事務所

TEL 529-7480 FAX 529-7481

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月5日(木) 午前 9時30分～ 例会・署との協議会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定(県北ブロック研修会)

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月5日(木) 午後1時00分～5時00分

内容 所得資産の運用(活用)、譲渡及び移転を巡る税務

講師 税理士 岩下忠吾先生

単位 4単位

バス 午後12時20分 熊谷駅南口発

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年10月7日現在)

12月例会	12月10日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月9日(火)	午前9時30分～
3月例会	3月25日(金)	午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼玉協熊谷地域 10 月例会

平成 27 年 10 月 7 日(水)

会務報告

27. 9. 25(金) 第8回 常務理事会・第4回 地域長会

(時間・場所) 12:00～ パレスホテル大宮

(議題) 1 審議事項

(1)提携企業について

①埼玉葬祭業協同組合

②みずほ銀行

(2)所得税確定申告の手引配布について

2 確認事項

(1)福祉共済事業下期業務推進会議運営について

(2)中間事業報告について

(3)全税共ブロック別地域業務推進協議会報告について

(4)全税共 表彰式パンフレットについて

(5)全税共VIP代理店推進(朝日生命)について

(6)スケジュールについて

27. 9. 25(金) 埼玉協・大同生命 パワーアップセミナー

(時間・場所) 14:00～15:45 パレスホテル大宮

テーマ 『今後の政治・経済の行方』

講師 TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長
杉尾 秀哉氏

27. 9. 25(金) 埼玉協福祉共済事業下期業務推進会議

(時間・場所) 16:00～ パレスホテル大宮

(協議事項) 1 平成 27 年度推進実績中間報告

①総合事業保障プラン

・上期推進状況および活動報告

・下期推進対策

②グループ保険対策

2 大同生命報告 (DVD視聴)

3 分科会

①上期活動の検証

②キャンペーン・下期推進対策

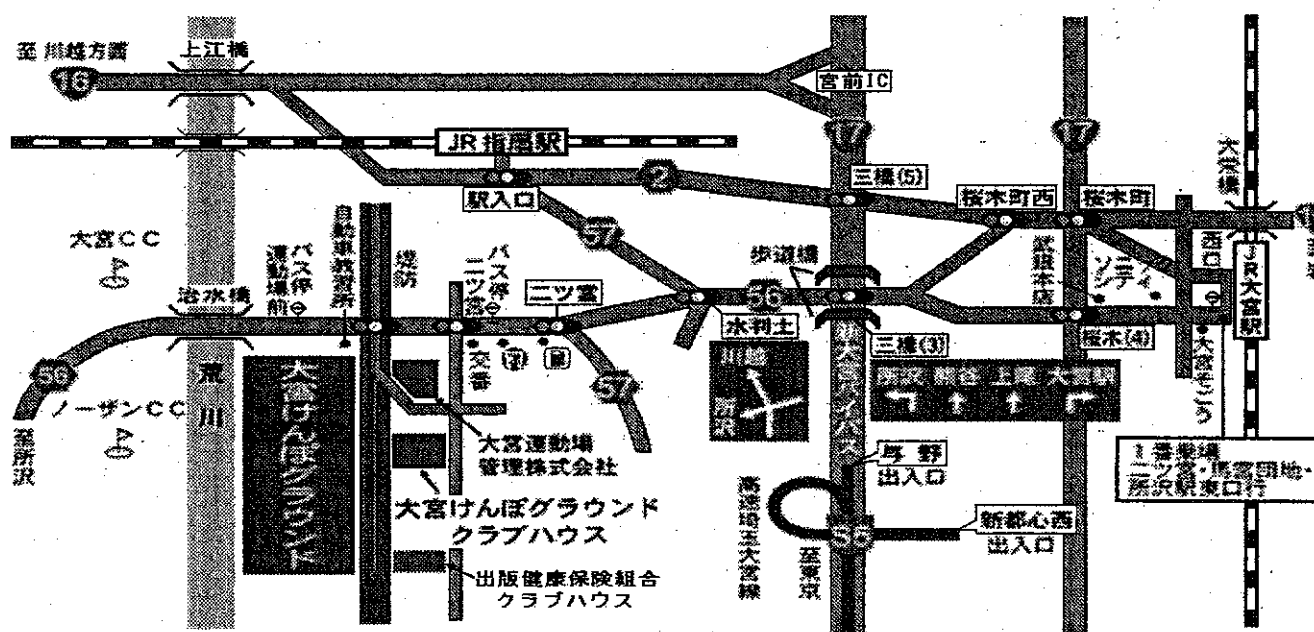
③新規登録対策

④グループ保険対策

⑤対策発表



地図



交通機関

電車・バスを利用の場合

- ・ JR大宮駅下車 西武バス1番乗場より(所要約20分)
 - 所沢駅東口行き・馬宮団地行き → 「運動場前」下車
 - ニツ宮行き → 「終点」下車徒歩5分
- ・ 東武東上線上新大宮駅東口下車 西武バス上福岡駅入口より(所要約20分)
 - 大宮駅西口行き → 「運動場前」下車

自動車を利用の場合

- ・ 国道17号線 新大宮バイパスの三橋(3)交差点を所沢方面に曲がってください。

所在地

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区ニツ宮113-1

電話:048(623)2186

FAX:048(622)9996

場内案内図

県連ソフトボール大会

10月15日(木) 午前9時30分～

日時 平成 27 年 10 月 7 日 (水)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 「平成27年 9 月関東・東北豪雨」による被災納税者の救済措置等について

(総務課)

別添 1 「平成27年 9 月関東・東北豪雨」に際し、被害を受けられた納税者の方の国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長について」参照

国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長（地域指定）について、告示されましたのでご連絡します。

(2) 社会保障・税番号制度について

(総務課)

別添 2 「法人番号の通知・公表開始スケジュールについて」参照

別添 3 「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）」参照

国税庁ホームページの新着情報に、別添2「法人番号の通知・公表開始スケジュールについて」が掲載されました。

別添2のとおり、平成27年10月5日にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」が開設され、①商号又は名称、②本店又は主たる事業所の所在地、③法人番号が順次掲載され、公表されることになります。

また、法人番号指定通知書の発送につきましては、平成27年10月中旬以降発送予定となりますので、ご確認をお願いいたします。

さらに、マイナンバーの利用につきましては、9月3日の衆議院本会議で改正法が成立し、預貯金口座へのマイナンバー付番など、金融分野・医療等分野等における利用範囲が拡充されていくこととなりました（別添3参照）。税務に関する部分の詳細につきまして、新たな情報があり次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(3) 中学生・高校生の「税についての作文」の応募状況について

(総務課・管理運営部門)

イ 中学生の「税についての作文」

管内30校全校から9,264編（前年比101.7%）の応募がありました。

ロ 高校生の「税に関する作文」

管内3校から685編（前年比127.8%）の応募がありました。

優秀作品の表彰は、11月16日（月）に熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホールで開催する「納税表彰式」で行う予定です。

(4) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送日等について

(管理運営部門)

発送予定日 平成27年10月22日（木）

顧問先からの問合せ等ありましたら、ご指導の程お願いいたします。

(5) 所得税徴収高計算書交付依頼書について

(管理運営部門)

別添4「所得税徴収高計算書交付依頼書」参照

税務署の窓口等において所得税徴収高計算書の交付依頼をする場合には、別添4の「所得税徴収高計算書交付依頼書」を作成していただきますようお願いいたします。

なお、交付依頼書の注意書き1から6について、ご留意いただきますようお願いいたします。

(6) 消費税課税事業者（個人）に対する振替納税利用勧奨について（管理運営部門）

滞納の未然防止・期限内収納確保のため、10月中旬に次の方を対象として、文書による口座振替の利用勧奨を実施する予定です。

イ 平成27年分新規課税事業者

ロ 平成28年分新規課税見込事業者

ハ 平成26年分課税事業者のうち口座振替未利用者

勧奨文書が届いた顧問先に対しましては、口座振替依頼書の提出について、勧奨していただきますようお願いいたします。

(7) 確定申告期における「無料申告相談」の税理士業務外部委託について

(個人課税部門)

9月30日(水)「無料申告相談」の外部委託先が、関東信越税理士会に決定しました。

平成27年分確定申告における当署の委託日数は延べ114日(前年124日)となっています。

今後、役員の先生と確定申告関係業務について協議を進めて参りますので、ご協力をお願いいたします。

(8) 財産債務調書の提出制度について

(個人課税部門)

別添5「財産債務調書の提出制度が創設されました」参照

平成27年度税制改正において、財産債務明細書(旧所法232)について改正が行われ、新たに財産債務調書(国外送金法6の2等)として整備されました。

財産債務調書は、その年分の総所得金額及び山林所得の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその合計額が1億円以上の海外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

(9) 平成27年分年末調整説明会について

(法人課税部門)

日 時 平成27年11月18日(水)

1回目 10:00~12:00 2回目 14:00~16:00

場 所 熊谷市文化創造館「さくらめいと 太陽のホール」

熊谷市拾六間111-1

添付書類

- 1 「平成27年9月関東・東北豪雨」に際し、被害を受けられた納税者の方の国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長について」
- 2 「法人番号の通知・公表開始スケジュールについて」
- 3 「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(概要)」
- 4 「所得税徴収高計算書交付依頼書」
- 5 「財産債務調書の提出制度が創設されました」

席上配付資料

「法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ」

「国税審判官(特定任期付職員)の募集について」

「平成27年度 税を考える週間の行事予定」

平成 27 年 9 月 30 日
関 東 信 越 国 税 局

「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」に際し、被害を受けられた納税者の方の
国税に関する法律に基づく申告等の期限の延長について

この度の平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に際し、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、国税庁では、この度の豪雨被害を受けられた方で、下記の地域内に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届け出及びその他の書類の提出及び納税等の期限を延長（地域指定）しましたので、お知らせします。

1 適用対象となる納税者

別添の地域内に納税地のある方（法人を含む）

2 延長される期限

平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 11 月 24 日までに到来する期限は、平成 27 年 11 月 25 日まで延長されます。

3 適用対象となる手続き（主なもの）

- （1）7 月、8 月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付
- （2）源泉所得税の納付
- （3）更正の請求期限
- （4）所得税の予定納税（第 2 期分）に係る減額申請

4 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地のある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄税務署長に対して「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することにより、申告等の期限の延長を受けることができます（個別指定）。

◎ 常総市

相野谷町 (アイノヤマチ)、東町 (アズマチヨウ)、新井木町 (アラキマチ)、大崎町 (オサキマチ)、沖新田町 (オキシデンマチ)、小保川 (ホヰカリ)、川崎町 (カサキマチ)、小山戸町 (コヤマドマチ)、十花町 (ジュツカマチ)、上蛇町 (ジョウジヤマチ)、新石下 (シンシゲ)、収納谷 (スノウヤ)、大房 (ダイホウ)、舘方 (タテガタ)、長助町 (チョウスケマチ)、東野原 (トウハラ)、豊田 (トヨタ)、中妻町 (ナカツマチ)、中山町 (ナカヤマチ)、原宿 (ハラジユク)、兵町 (ヒヨウマチ)、福二町 (フクジマチ)、平内 (ヘイナイ)、平町 (ヘイマチ)、曲田 (マガッタ)、三坂新田町 (ミサカシンデンマチ)、三坂町 (ミサカマチ)、水海道亀岡町 (ミツカイトウカメオカチヨウ)、水海道川又町 (ミツカイトウカワマタチヨウ)、水海道高野町 (ミツカイトウコウヤマチ)、水海道栄町 (ミツカイトウサカエチヨウ)、水海道諏訪町 (ミツカイトウスワマチ)、水海道宝町 (ミツカイトウタカラマチ)、水海道天満町 (ミツカイトウテンマンチヨウ)、水海道橋本町 (ミツカイトウハシモトチヨウ)、水海道淵頭町 (ミツカイトウフチガシラマチ)、水海道本町 (ミツカイトウホンチヨウ)、水海道元町 (ミツカイトウモトマチ)、水海道森下町 (ミツカイトウモリシタマチ)、水海道山田町 (ミツカイトウヤマダマチ)、箕輪町 (ミノリマチ)、本石下 (モトシゲ)、本豊田 (モトトヨタ)、山口 (ヤマグチ)、若宮戸 (ワカミヤト)

ホーム>社会保障・税番号制度について>法人番号について(ご紹介コーナー)>法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

平成27年9月8日
国税庁法人番号準備室

国税庁は、行政手続における特定の個人を識別するための法人番号の利用等に関する法律上、法人番号の付番機関とされており、平成27年10月5日(月)の同法施行を迎え、法人番号の通知、公表等について、具体的なスケジュールを以下のとおり予定していることから、前もってお知らせいたします。

なお、法人番号は広く一般にご利用いただくことを前提としており、10月5日(月)にインターネット上に「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)を順次掲載し、公表します。

1 法人番号指定通知書の発送等

(1) 設立登記法人及び国の機関・地方公共団体

設立登記法人については、10月22日(木)から11月25日(水)の間に、都道府県単位で7回に分けて発送を予定しています。

また、公表については、通知したのちから順次行うこととしており、初回は10月26日(月)を予定しています。

※ 具体的な都道府県別の法人番号指定通知書の発送日は別表のとおりです。

なお、国の機関・地方公共団体については、10月22日(木)の発送、10月26日(月)の公表を予定しています。

(2) 設立登記のない法人及び人格のない社団等

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、11月13日(金)に発送する予定です。

公表については、設立登記のない法人は、11月17日(火)に行う予定です。

また、人格のない社団等は、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得たもののみ公表することになっているため、公表に同意する旨の書面(法人番号指定通知書に同封する「法人番号等の公表同意書」)を国税庁において収受したのちから順次公表する予定です。

2 法人番号指定通知書の送付先

法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地、設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出している申告書・届出書に記載の所在地へ送付いたします。

別表「法人番号の通知書発送及び公表予定日」

	指定対象法人の所在地(地域)等	通知書発送予定日	基本3情報の公表 予定日
設立登記法人 (国の機関・地方公共団体等を含む)	国の機関・地方公共団体 東京都23区 (千代田区、中央区、港区)	平成27年10月22日 (木)	平成27年10月26日 (月)
	東京都23区 (千代田区、中央区、港区以外)	平成27年10月26日 (月)	平成27年10月28日 (水)
	東京都(23区外)、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	平成27年10月28日 (水)	平成27年10月30日 (金)
	埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	平成27年11月4日 (水)	平成27年11月6日 (金)
	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府	平成27年11月11日 (水)	平成27年11月13日 (金)
	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成27年11月18日 (水)	平成27年11月20日 (金)
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成27年11月25日 (水)	平成27年11月27日 (金)
設立登記のない法人・人格のない社団等	全国一斉	平成27年11月13日 (金)	・設立登記のない法人については11月17日(火) ・人格のない社団等については、公表に同意する旨の書面を国税庁において収受したものから順次公表

※ お手元に通知書が届くのは、郵便事情にもよりますが、発送予定日の2日後から3日後となる見込みです。

- 3 郵便物(法人番号指定通知書)の差出人
法人番号指定通知書の差出人は、以下のとおり国税庁長官官房企画課法人番号管理室です。

〒113-8582
東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎
国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

[ページの先頭へ戻る](#)

法人番号指定通知書の送付先、様式及び記載事項

○ 法人番号指定通知書の送付先

法人番号は、「法人番号指定通知書」を郵送することによりお知らせします。

法人番号指定通知書の「送付先」は、

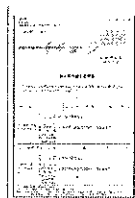
設立登記法人については、商業登記上の本店又は主たる事務所の所在地

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、税務署に提出されている申告書・届出書に記載の所在地
外国法人等で国内における事務所又は営業所を有する場合は、税務署に提出されている申告書・届出書に記載された日本国内の主たる事務所若しくは営業所の所在地又は納税管理人の所在地
になります。

○ 法人番号指定通知書の様式

法人番号指定通知書のイメージ及び記載事項は、以下のとおりです。

法人番号指定通知書のイメージ



(通知書をクリックすると拡大します)

○ 法人番号指定通知書の記載事項

① 法人番号(13桁)欄

指定した13桁の法人番号が記載されています。

② 「法人番号指定年月日」欄

法人番号を指定した年月日が記載されています。

③ 「法人番号の指定を受けた者」欄

通知書右上部に表示されている通知書の作成日現在において当庁が保有する登記情報や税務署への届出情報等(以下「登記情報等」といいます。)(に基づいて次のとおり記載されています。

- ・「商号又は名称」欄は、登記情報等に記載されている名称を記載。
- ・「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、登記情報等に記載されている所在地を記載。
- ・「国内における主たる事務所等の所在地」欄は、法人番号の指定を受けた者が外国法人である場合に、国内における主たる事務所又は営業所の所在地を記載。

④ 「国税庁法人番号公表サイトの表記」欄

名称及び所在地にJIS第3・第4水準や規格外の文字が含まれる場合、国税庁法人番号公表サイトで公表する場合の表記内容が記載されています。

JIS第3・第4水準(例えば、旧字体・中国簡体字)や規格外の文字(独自に作成された文字)は、国税庁法人番号公表サイトの利用者が使用するパソコン・タブレット・スマートフォンの環境により、入力や表示ができないといった問題が生じることがあるため、当庁が保有する登記情報等の名称及び所在地に用いられている文字を、あらかじめJIS第1・第2水準(例えば、常用漢字)に置き換えて表示します。

例えば「漢」の字(旧字体)は「法」(常用漢字)に置き換えて表示します。

(注) 人格のない社団等の基本3情報は、あらかじめ法人番号等の公表同意書に基づく代表者又は管理人の同意がない場合には公表されません。この欄に記載があることをもって、公表されるものではありません。

[ページの先頭へ戻る](#)

通知書の郵送区分及び送付する際の同封物(リーフレット等)

	設立登記法人	設立登記のない法人・人格のない社団等
郵送区分	普通郵便	簡易書留郵便

同封物	【リーフレット】 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要	【リーフレット】 法人番号指定通知書をお届けした皆さまへ 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要 【法人番号指定、通知、公表に関する確認書類】 法人番号の指定に関するお尋ね(※1) 法人番号等の公表同意書(※2) 返信用封筒(※3)
-----	--	--

※1 法人番号の指定に関するお尋ね

この書類は、法人番号の適正な指定及び公表のため、設立登記のない法人及び人格のない社団等の皆さまに法人番号指定通知書に印字された情報をご確認いただくためのものです。

※2 法人番号等の公表同意書

人格のない社団等については、基本3情報の公表にあたって、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得る必要がありますので、公表に同意する場合は、同封する「法人番号等の公表同意書」を提出していただくことになります。

なお、公表に同意しない場合には、当該同意書の提出は必要ありません。

【公表に同意する場合の留意事項】

人格のない社団等の代表者又は管理人が公表に同意した場合、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)により基本3情報を公表します。

また、公表に同意した後、商号や主たる事務所の所在地に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

「法人番号等の公表同意書」及び「公表の同意を撤回する旨の届出書」(様式については、10月5日(月)以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載予定)の提出に当たっては、次の点についてご留意願います。

- 国税庁法人番号公表サイトには、各法人の情報を検索・閲覧する機能以外に、各法人の情報をダウンロードする機能があります。これら2つの機能で提供する基本3情報は、それぞれ更新期間が異なります(検索・閲覧機能は随時更新され、ダウンロード機能は一定期間ごとに更新されます)。このため「公表の同意を撤回する旨の届出書」が提出され、同サイトの画面で基本3情報を閲覧することができなくなっても、ダウンロード用のデータにはその更新期限まで一時的に基本3情報が残ります。
 - 基本3情報は国税庁法人番号公表サイトで公表後、広く一般に利活用されるため、「公表の同意を撤回する旨の届出書」を提出して公表を取りやめた場合でも、一度インターネットに公表した情報の流通を完全に止めることは事実上不可能となります。
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関の長等は国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができるとされています。このため、公表の同意が得られない場合であっても、他の行政機関の長等に基本3情報を提供することがあります。
- なお、提供された情報は、各行政機関等において守秘義務が課された情報として十分注意して取り扱われることとなります。

※3 返信用封筒

「法人番号の指定に関するお尋ね」の回答用紙及び「法人番号等の公表同意書」を提出する際には、同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)をご利用ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

法人番号の指定を受けるための届出

法人番号の指定を受けていない設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であって、法人番号の指定を受けようとする法人等の代表者又は管理人の方には、番号法施行日(平成27年10月5日(月))以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載する様式「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」に必要事項を記入及び記名押印の上、添付書類とともに国税庁の法人番号管理室に郵送又は持参により、提出していただくことになります。

(届出書の提出先)

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

※ 国税局・税務署では、「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」の受付は行っておりません。

【番号法施行日直後に届出書を提出される場合の注意事項】

「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」は、平成27年10月5日(月)から受付を開始しますが、10月30日(金)までに提出された届出書については、届出内容の審査に時間を要することから、平成27年11月13日(金)以降に通知することになります。

[ページの先頭へ戻る](#)

同封物	【リーフレット】 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要	【リーフレット】 法人番号指定通知書をお届けした皆さまへ 法人番号のお知らせ 社会保障・税番号制度の概要 【法人番号指定、通知、公表に関する確認書類】 法人番号の指定に関するお尋ね(※1) 法人番号等の公表同意書(※2) 返信用封筒(※3)
-----	--	--

※1 法人番号の指定に関するお尋ね

この書類は、法人番号の適正な指定及び公表のため、設立登記のない法人及び人格のない社団等の皆さまに法人番号指定通知書に印字された情報をご確認いただくためのものです。

※2 法人番号等の公表同意書

人格のない社団等については、基本3情報の公表にあたって、あらかじめ代表者又は管理人の同意を得る必要がありますので、公表に同意する場合は、同封する「法人番号等の公表同意書」を提出していただくことになります。

なお、公表に同意しない場合には、当該同意書の提出は必要ありません。

【公表に同意する場合の留意事項】

人格のない社団等の代表者又は管理人が公表に同意した場合、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)により基本3情報を公表します。

また、公表に同意した後、商号や主たる事務所の所在地に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表します。

「法人番号等の公表同意書」及び「公表の同意を撤回する旨の届出書」(様式については、10月5日(月)以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載予定)の提出に当たっては、次の点についてご留意願います。

■ 国税庁法人番号公表サイトには、各法人の情報を検索・閲覧する機能以外に、各法人の情報をダウンロードする機能があります。これら2つの機能で提供する基本3情報は、それぞれ更新期間が異なります(検索・閲覧機能は随時更新され、ダウンロード機能は一定期間ごとに更新されます)。このため「公表の同意を撤回する旨の届出書」が提出され、同サイトの画面で基本3情報を閲覧することができなくなっても、ダウンロード用のデータにはその更新期限まで一時的に基本3情報が残ります。

■ 基本3情報は国税庁法人番号公表サイトで公表後、広く一般に利活用されるため、「公表の同意を撤回する旨の届出書」を提出して公表を取りやめた場合でも、一度インターネットに公表した情報の流通を完全に止めることは事実上不可能となります。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、行政機関の長等は国税庁長官に対して基本3情報の提供を求めることができるとされています。このため、公表の同意が得られない場合であっても、他の行政機関の長等に基本3情報を提供することがあります。

なお、提供された情報は、各行政機関等において守秘義務が課された情報として十分注意して取り扱われることとなります。

※3 返信用封筒

「法人番号の指定に関するお尋ね」の回答用紙及び「法人番号等の公表同意書」を提出する際には、同封の返信用封筒(料金受取人払郵便)をご利用ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

法人番号の指定を受けるための届出

法人番号の指定を受けていない設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であって、法人番号の指定を受けようとする法人等の代表者又は管理人の方には、番号法施行日(平成27年10月5日(月))以降、国税庁法人番号公表サイトに掲載する様式「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」に必要事項を記入及び記名押印の上、添付書類とともに国税庁の法人番号管理室に郵送又は持参により、提出していただくことになります。

(届出書の提出先)

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

※ 国税局・税務署では、「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」の受付は行っておりません。

【番号法施行日直後に届出書を提出される場合の注意事項】

「法人番号の指定を受けるための届出書兼法人番号等の公表同意書」は、平成27年10月5日(月)から受付を開始しますが、10月30日(金)までに提出された届出書については、届出内容の審査に時間を要することから、平成27年11月13日(金)以降に通知することになります。

[ページの先頭へ戻る](#)

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

<マイナンバー法改正部分>

平成27年2月16日

内閣府大臣官房番号制度担当室

別添3

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、保健事業（メタボ健診等）に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴や個人に発行される符号等が該当）
- ・要配慮個人情報（仮称、いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報（仮称）に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報量が5,000人以下の個人見模取扱事業者への対応

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成25年6月14日閣議決定）抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

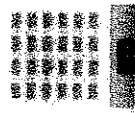
マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について (内閣官房提出予定法案)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。

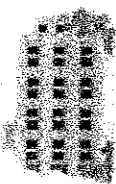
(注) 内閣官房において関係の法律改正を一括法案として提出する予定。

【行政機関等】

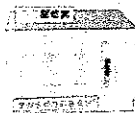
〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で
預金情報を照会

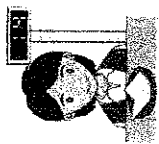
【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規
定等を整備
(税務当局は現行法で
照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務
実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】

BANK



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、
預金情報をマイナンバーにより検索可能な
状態で管理する義務を課す

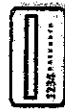
【顧客名簿】

預金番号	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234	普通	123...	〇〇円
X X X X	9876	定期	456...	〇〇円
...	...	普通	987...	X X 円
...	...	...	...	...

〔番号を
告知〕

預金者は、銀行等
から、マイナンバーの
告知を求められる
※ 法律上、告知義務
は課されない

〔番号を
告知〕



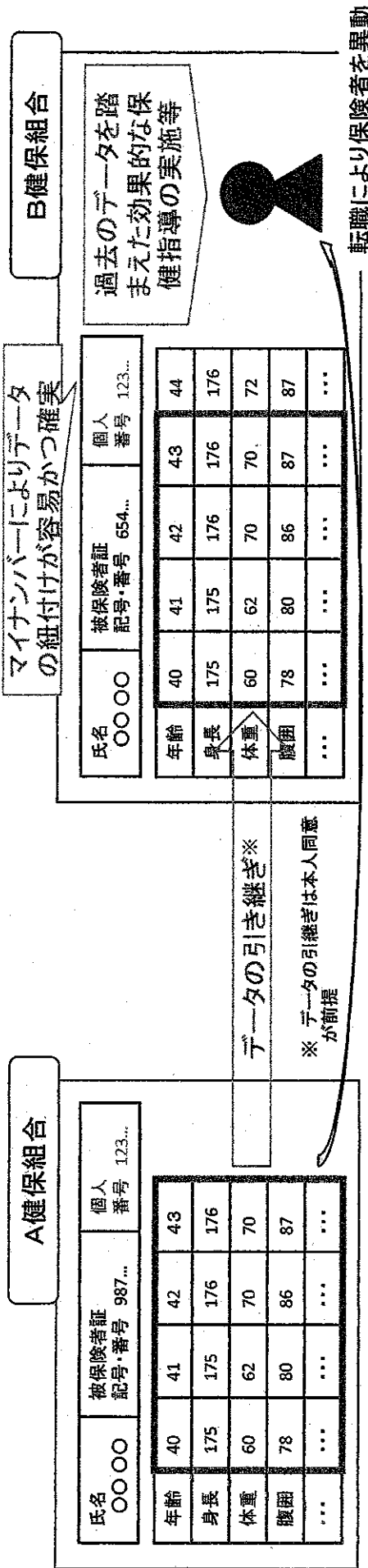
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの活用拡充について

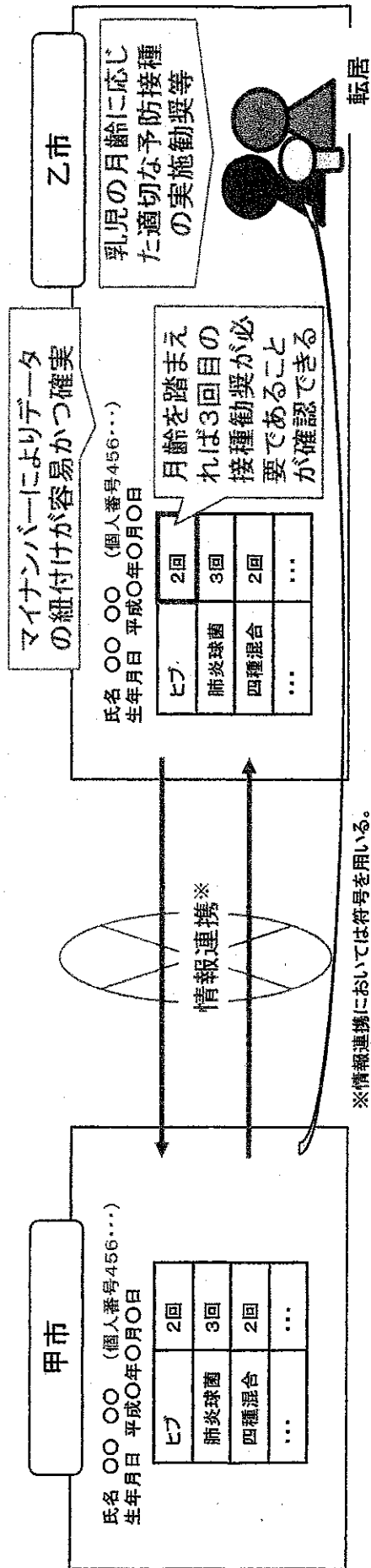
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

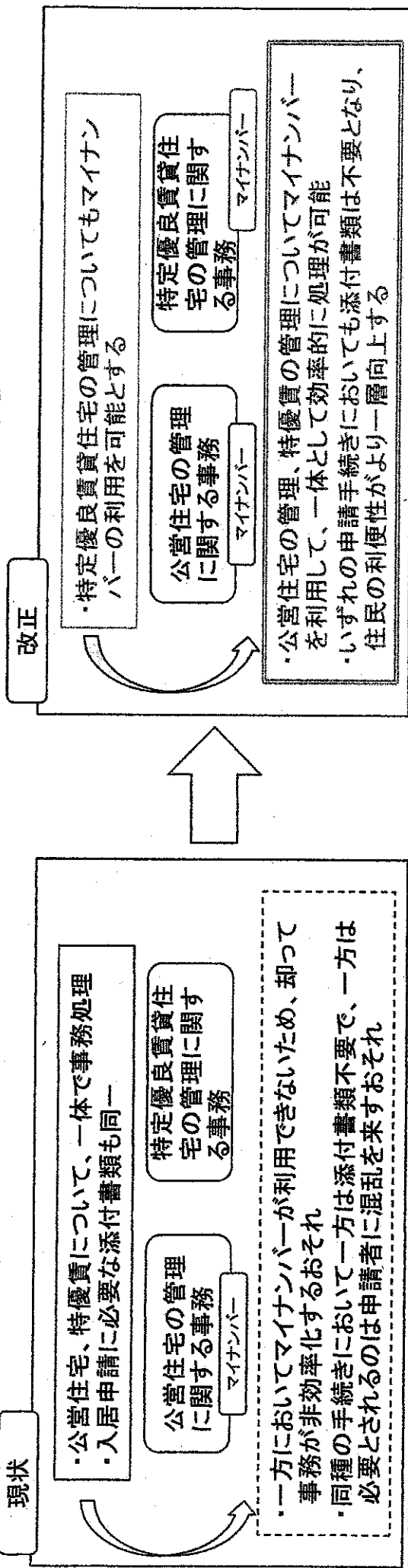
予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



※情報連携においては符号を用いる。

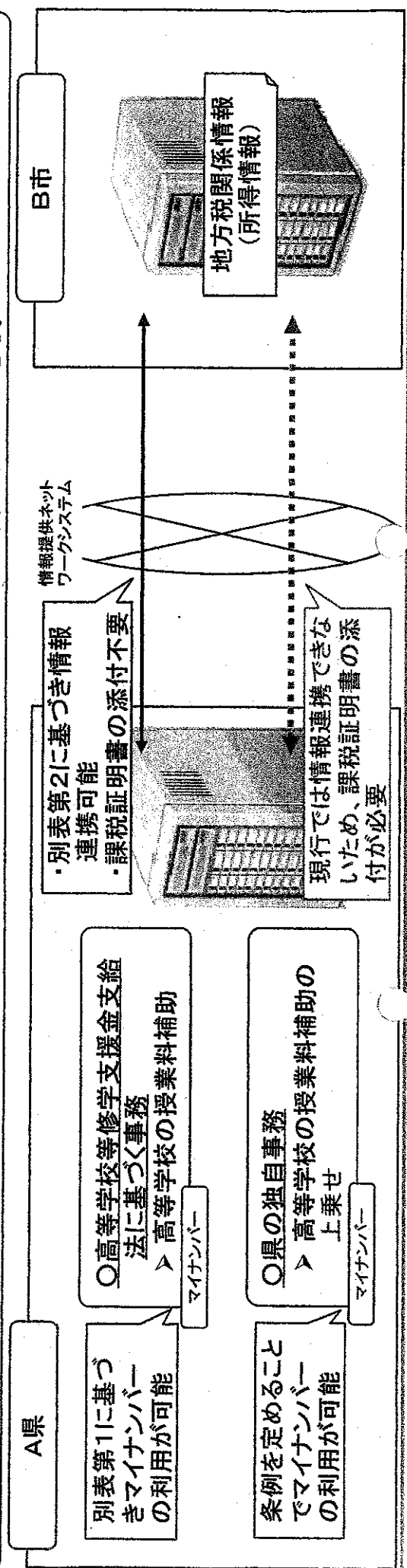
地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用



2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。



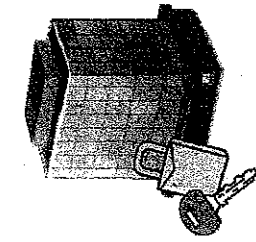
特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大



改組後

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等

+

個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監視
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

所得税徴収高計算書交付依頼書

(提出年月日 . . .)

依頼者	名 称	(担当者氏名: . . .)
	所在地	(電話番号: . . .)

税務署名	整理番号	源泉徴収義務者名	所得税徴収高計算書の種類 (□にチェックマークを付けてください。)	枚数	※税務署使用欄
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
	0		☐ 給与所得(一般用) ☐ 給与所得(納期特例用) ☐ 報酬・料金等 ☐ その他(. . .)	枚	. . .
希望する 交付方法	右のいずれかの□ にチェックマークを付 けてください。	☐ 「 . . . 月 . . . 日」頃窓口交付希望 ☐ 後日、税務署からの電話連絡による窓口交付希望 ☐ 依頼者あて郵送希望(返信用封筒及び切手を添付してください。)			

- (注) 1 「税務署名」欄には、源泉徴収義務者の所轄税務署名を記入してください。
(自署内の源泉徴収義務者の場合は、「税務署名」欄の記載は不要です。)
- 2 「整理番号」、「源泉徴収義務者名」欄は、関東信越国税局管内の税務署分については記入を省略で
きます(記入を省略した場合、「整理番号」、「徴収義務者名」は印字されません。)
- 3 関東信越国税局管内以外の税務署分については原則として交付できませんが、「税務署名」、「税務
署番号」、「税務署使用欄」、「整理番号」及び「徴収義務者名」を印字した徴収高計算書に限り交付で
きます。
- 4 依頼書の提出が集中した場合や依頼枚数が多い場合には、交付日をあらかじめ指定させていただ
く場合がありますので、余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。
- 5 依頼枚数が多い場合には、用紙の在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。
- 6 「税務署名」、「税務署番号」を印字しない徴収高計算書は交付できません。

※税務署使用欄	收受年月日	担当者	作成年月日	担当者	交付年月日	担当者
	. . .		. . .		. . .	

「※税務署使用欄」には記入しないでください。

(税理士用)

(税理士用)

[illegible]

～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注）「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

◎ 財産債務調書提出の期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

（注）法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成 28 年 3 月 15 日（火）になります。

国税審判官（特定任期付職員）の募集について

国税不服審判所（以下「審判所」といいます。）は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としています。

国税に関する審査請求事件は、近年の経済取引の国際化、広域化等の進展により、ますます複雑・困難なものとなっています。審判所は、審査請求人（納税者）と税務署等との間に立つ公正な第三者的機関として、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させながら、国税に関する審査請求事件の適正かつ迅速な処理を行う必要があります。

このため、審判所では、高度な専門的知識・経験等を有する民間専門家（特定任期付職員）を積極的に登用することとしています。

本年も審査請求事件を調査・審理する国税審判官として必要な、専門的知識・経験や優れた識見を有する人材を募集します。

今回募集する特定任期付職員の職務内容及び募集要項は次のとおりです。

1 職種

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理等に従事する幹部職員（国税審判官）

2 職務内容

- ・ 国税不服審判所長に対してされた審査請求事件の調査及び審理のため、個別事件ごとに担当審判官又は参加審判官として、求釈明・質問・検査・証拠収集等を自ら行い、かつ、審査官等へ指示を行うこと
- ・ 調査・審理の推進のため、事件の進行管理を行うとともに的確な事実の認定及び税法等の解釈を行うこと
- ・ 調査・審理の結果を基に、合議体を構成する他の国税審判官等と公正妥当な結論に達するよう議論を尽くし、その議論を踏まえ、適正かつ速やかに議決書を作成すること

※ なお、採用前に勤務又は関与していた者に関連する審査請求事件は担当できません。

3 採用予定日

原則として平成 28 年 7 月 10 日から採用予定

4 任用期間

採用日から 2 年間又は 3 年間（更新の可能性あり。）

5 募集人員
15 名程度

国税審判官（特定任期付職員）の採用状況（単位：人）

採用年度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
応募者数	93	101	76	74	95
採用者数	15	16	17	14	13

6 応募条件等

- ・ 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授・准教授の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
十分な民間実務経験や大学における教育・研究実績を有していることが望ましい。
- ・ 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識・経験又は優れた識見を有すると認められること

※1 これまでの採用者の平均実務経験年数は 10 年程度ですが、実務経験 4 年程度の方を採用した実績があります。

※2 以下に該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人、被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

7 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号：以下「任期付職員法」といいます。）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用。

※ 国家公務員法に基づく守秘義務（第 100 条）、再就職制限（第 103 条）及び兼職制限（第 104 条）等が適用されます。

8 給与

任期付職員法に基づき支給（年収 830 万円程度から 980 万円程度を予定）

※1 上記の金額は、採用までに経験された業務内容や配属される勤務地、関係法令の改正等により変動する場合があります。

※2 退職時には、国家公務員退職手当法に基づき、退職手当が支給されます。

9 勤務地

採用後は国税不服審判所各支部又は支所のいずれかに配属されます。

(他支部・支所へ転勤する可能性あり。)

○ 支部・支所名及び所在地

支部・支所	所在地	支部・支所	所在地
札幌	札幌市中央区	大阪	大阪市中央区
仙台	仙台市青葉区	京都	京都市左京区
関東信越	さいたま市中央区	神戸	神戸市兵庫区
新潟	新潟市中央区	広島	広島市中区
長野	長野市	岡山	岡山市北区
東京	東京都千代田区	高松	高松市
横浜	横浜市中区	福岡	福岡市博多区
金沢	金沢市	熊本	熊本市西区
名古屋	名古屋市中区	沖縄	那覇市
静岡	静岡市葵区		

[支部及び支所の所在地の詳細については審判所ホームページでご確認ください]

※ 配属される勤務地等の事情により、国家公務員宿舍の貸与を受けられる場合があります。

10 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分又は9時00分から17時30分

11 応募方法

国税不服審判所ホームページ (<http://www.kfs.go.jp>) から所定の履歴書をダウンロードし、所要の事項を記入の上、下記の宛先までご郵送ください。なお、資格証明書類(※)の写しも添付してください。

また、ダウンロードができない場合には、下記問い合わせ先までご連絡願います。

※資格証明書類とは、次の書類をいいます。

- ・税理士・・・税理士証票の写し
- ・弁護士・・・日本弁護士連合会もしくは所属する弁護士会が発行する資格証明
- ・公認会計士・・・日本公認会計士協会が発行する登録証明

12 応募期限

平成27年11月20日(金) 必着

13 選考方法

- (1) 書類選考後、面接試験を実施します。

面接会場：国税不服審判所(本部) 東京都千代田区霞が関3-1-1

- (2) 書類選考結果を平成27年12月4日(金)頃に連絡するとともに、書類選考合格者には別途面接日時を連絡します。

なお、書類選考合格者を対象とした業務説明会を、面接試験前に最寄りの審判所支部にて予定しております(参加は任意)。

- (3) 面接試験は平成28年1月12日(火)～15日(金)頃実施する予定です。

14 標準職務遂行能力

国家公務員法第54条第1項に基づく採用昇任等基本方針により明示することとされている、国税審判官に求められる標準職務遂行能力は次のとおりです。

【倫理】

国民全体の奉仕者として、責任を持って課題に取り組むとともに、守秘義務や服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。

【知識・技術・判断】

国税不服審判についての専門的知識・技術及び経験に基づき、審査請求事件について、適切な判断を行い、裁決書を作成することができる。

【適正な審理】

審査請求人等の主張を十分に考慮し、適正な調査及び審理を進めることができる。

【業務遂行】

段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。

【部下の育成・活用】

部下の指導、育成及び活用を行うことができる。

15 その他

- (1) 応募の秘密については厳守いたします。また、応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

なお、応募書類に記載されている個人情報、国税審判官採用選考のために使用するものであり、他の目的には使用することはありません。

- (2) 離職後は、弁護士法第25条、公認会計士法第24条第3項及び税理士法第42条等の制限が適用されます。

《書類の郵送先・問い合わせ先》

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1

国税不服審判所 管理室総務係

TEL 03-3581-4101 (内線 3923・3901)

担当 柳原・坂本

平成27年度 税を考える週間(11/11～17)の行事予定

月 日	時 間	会 場	税 務 署	関東信越 税理士会 熊谷支部	大里地区 租税教育 推進協議会	納税貯 蓄組合 連合会	(社)熊谷 法人会		間税会	青色 申告会	女性部	資産税 研究会	酒造組合 小売 酒販組合	商工 会 熊谷所 商工会
							女性部	女性部会						
10月11日		岡部						岡部コス モス祭り (税の啓発活動)						岡部コス モス祭り (税の啓発活動)
10月19日	13:20～	埼玉工 業大学	租税教室											
10月31日 ～11月1日		深谷駅 周辺	深谷市 産業祭 (税の啓発活動)					深谷市 産業祭 (税の啓発活動)						深谷市 産業祭 (税の啓発活動)
10月下旬 から		管内 各学校	租税教室	租税教室				租税教室						
11月1日		熊谷市 コミュニティ ひろば	えびす祭 (税についての 無料相談)											えびす祭
11月1日		川本						川本祭 (税の啓発活動)						川本祭 (税の啓発活動)
11月13日	14:00～	ホテル ガーデン ハリス	租税教室 (署長講演)					租税教室 (署長講演)			租税教室 (署長講演)			
11月15日		寄居 商店街	寄居町ふる さとの祭典 (税の啓発活動)					寄居町ふる さとの祭典 (税の啓発活動)						寄居町ふる さとの祭典 (税の啓発活動)
11月16日	15:00～	ざくらめいと	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式		納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式	納税表彰式
11月21日 ～22日		熊谷ドーム	熊谷市 産業祭 (税の啓発活動)					熊谷市 産業祭 (税の啓発活動)						熊谷市 産業祭 (税の啓発活動)
11月28日		妻沼						妻沼地域 (税の啓発活動)						妻沼地域 (税の啓発活動)

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 （給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月施行予定

※ 個人情報保護法第 25 条に基づき、本人が自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ & A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととしたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と同じ取り扱いをすればよいことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方が交付を受ける源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。



なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。